

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

防府市長 様

所在地
法人名
代表者氏名

印

当社は、防府市が防府市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の防府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約事項の確認のため、防府市が山口県警防府警察署等に対し、関係情報の照会を行うことについて承諾します。

記

次のいずれにも該当しません。

- (1) 役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

【参考】防府市暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

2 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業の実施に関する措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。